

## 資料編

---

---

# 1 男女共同参画に向けての動き

年	世界	日本・福岡県	宗像市	
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 「国連婦人の10年」決定 (1976～1985年)	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「総理府問題担当室」設置		
国連婦人の十年 (1976～1985年)	1976年 (昭和51年)	婚氏続称制度等を含む「民法等の一部を改正する法律」 公布・施行		
	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定 「国内行動計画前期重点目標」策定		
	1978年 (昭和53年)	「福岡県婦人関係行政推進会議」及び「福岡県婦人問題懇話会」設置		
	1979年 (昭和54年)	第34回国連総会にて 「女子差別撤廃条約」採択	福岡県「婦人対策室」設置	
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年」中間世界会議開催(コペンハーゲン)	「女子差別撤廃条約」署名 法定相続分の改定を含む「民法及び家事審判法」一部改正成立 「福岡県行動計画」策定	
	1981年 (昭和56年)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	
	1983年 (昭和58年)	国連総会にて「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		「宗像市働く婦人の家」設置
	1984年 (昭和59年)		「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」(父母両系主義等)成立	
1985年 (昭和60年)	「第3回世界女性会議」開催(ナイロビ) 「ナイロビ将来戦略」採択	「国民年金法の一部を改正する法律」(女性の年金権の確立)成立 「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行 「第2次福岡県行動計画」策定		
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988年 (昭和63年)		「改正労働基準法」施行		
1989年 (平成元年)	「児童の権利に関する条約」採択	「新国内行動計画に関する報告書」公表		
1990年 (平成2年)	「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		女性政策担当業務位置付け 総合調整：企画調整部企画課 事業実施：宗像市働く婦人の家	
1991年 (平成3年)		「新国内行動計画」(第1次改定)策定		
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行 女性問題担当大臣設置	「男女共同参画社会に関するアンケート調査」実施	
1993年 (平成5年)	国連総会にて「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」施行	「宗像市女性問題懇話会」設置 「むなかたレディースプラン(女性問題懇話会提言)」策定	
1994年 (平成6年)	「国際人口・開発会議」開催(カイロ) 「人権教育のための国連10年」決議(1995～2004年)	「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置(総理府)設置 「男女共同参画推進本部」設置 「雇用保険法」等の改正	「女性センター」建設についての検討開始	
1995年 (平成7年)	「第4回世界女性会議」開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(育児休業介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法)		

年	世界	日本・福岡県	宗像市
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」 策定 「第3次福岡県行動計画」策定 福岡県女性総合センター「あす ばる」オープン	
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」一部 改正 「人権教育のための国連10年に 関する国内行動計画」策定	
1998年 (平成10年)			女性政策課を設置 宗像市女性センター「ゆい」 開設 「男女共同参画社会に関する アンケート」実施
1999年 (平成11年)		「改正男女雇用機会均等法」 施行 「男女共同参画社会基本法」 施行	「宗像市男女共同参画推進本 部」設置 「宗像市男女共同参画推進 委員会」設置
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会 議」開催（ニューヨーク）	「介護保険法」施行 「ストーカー行為等の規制に関 する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「福岡県男女共同参画社会づく り検討委員会」設置	「女性問題懇話会」を「男女共 同参画推進懇話会」へ名称変更
2001年 (平成13年)		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律（配 偶者暴力防止法）」公布、一部 施行 「福岡県男女共同参画推進 条例」施行	「宗像市男女共同参画プラン」 策定
2002年 (平成14年)		「配偶者暴力防止法」全面施行 「福岡県男女共同参画審議会」 設置 「福岡県男女共同参画計画」 策定	
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」 公布、施行 「少子化対策基本法」 公布、施行 「母子及び寡婦福祉法等の一部 改正」施行	旧宗像市と旧玄海町が合併し 「宗像市」となる 女性政策課を男女共同参画 推進課と改称 女性センターを男女共同参画 推進センターと改称 「男女共同参画社会に向けて の市民意識調査」実施
2004年 (平成16年)		「配偶者暴力防止法」改正	「宗像市男女共同参画推進条 例」制定
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会 （「北京+10」世界閣僚級 会合）	「第2次男女共同参画基本 計画」策定	宗像市と旧大島村が合併し 「宗像市」となる
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正 「第2次福岡県男女共同参画 計画」策定	「宗像市男女共同参画プラン （後期）」策定
2007年 (平成19年)		「仕事と生活の調和（ワーク・ ライフ・バランス）」憲章と 行動指針策定 「配偶者暴力防止法」改正	
2008年 (平成20年)		「改正配偶者暴力防止法」施行 基本方針改定	「男女共同参画社会に関する 市民意識調査」実施
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会 （「北京+15」）	「育児・介護休業法」改正 「第3次男女共同参画基本 計画」策定	

## 2 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

改正 平成11年7月16日法律第102号

平成11年12月12日同 第160号

### 目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

## (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

## (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

## (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者



- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

### 3 宗像市男女共同参画推進条例

平成16年3月31日

条例第15号

#### 目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第16条)

第3章 苦情の申出及び相談(第17条・第18条)

第4章 雑則(第19条)

附則

宗像市は、福岡市、北九州市の両大都市と筑豊地域との交流地点に位置し、青い海と豊かな緑に囲まれた快適な住環境を誇っている。大学や研究施設を有し、旺盛な市民の文化活動を育む学術・文化都市であるとともに、多くの国宝や重要文化財を有するなど魅力的な歴史的資源にも恵まれている。

このように豊かな自然に恵まれ、古い歴史を持つ宗像市は、農業や漁業を主たる基幹産業として発展してきた。近年は、学術文化とともに大都市からの人口の流入を背景に、住宅都市としての特徴が顕著となっている。

国では、「個人の尊重と法の下での平等」をうたう日本国憲法の下、女子差別撤廃条約を中心とする国際的な流れの中で、男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現に向けてのさまざまな取組が行われてきた。宗像市においても、男女が生き生きと共生するまちづくりを目指し、「宗像市男女共同参画プラン」を策定するなど積極的に施策を推進してきた。

しかしながら、制度や慣習、あるいは市民の生活の中に、男女の役割を性別によって固定的にとらえる考え方が残っており、真の男女平等の実現には未だに至っていない現状がある。さらに、少子高齢化の進展など社会・経済情勢の急速な変化への対応も求められている。

こうした現状を踏まえ、すべての市民が性別に関わりなく、社会のあらゆる分野に参画できるよう、市、市民及び事業者が力を合わせて取り組む必要がある。

ここに、男女がともに対等なパートナーとして協力し合い、心豊かで自分らしく元気に安心して生活できる社会を実現し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、宗像市男女共同参画推進条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育の役割を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号の機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人など親密な関係にある者に対する身体的、精神的、性的及び経済的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本とし、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、男女がその個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女間における暴力が根絶されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が、男女の役割を性別によって固定的にとらえる考え方が根深く残っていることを反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、共に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進が国際協調の下に行われること。
- (7) 教育の果たす重要性を考慮して、生涯にわたり、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画の推進に努めるよう配慮されること。
- (8) 男女の対等な関係の下、互いの性が理解され、妊娠、出産等性と生殖に関して自らの意思が尊重され、生涯を通して健康で安全な生活を営む権利が確保されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに協力するよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、その人事管理及び組織運営において、率先して男女共同参画を実現するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努め、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、職業生活と家庭生活を両立して行うことができる体制を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の役割)

第7条 家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に果たす教育の役割の重要性を考慮することにより、教育に携わる者は、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、身体的又は精神的であるかを問わず、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等性別による権利侵害行為及び差別的取扱いを行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宗像市男女共同参画推進懇話会(宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された附属機関をいう。以下同じ。)の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画に基づく事業の実施)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、前条に定める基本計画に基づき、啓発事業その他男女共同参画の推進に関する事業の実施に努めなければならない。

(附属機関の委員の男女比)

第11条 市長その他の市の執行機関は、その設置する附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された機関をいう。)の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方へ委員の数が偏らないよう努めるものとする。

(情報収集等)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関し、情報収集、調査研究その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第13条 市は、市民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する取組に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画推進センター)

第14条 市は、宗像市男女共同参画推進センター(宗像市市民活動交流館条例(平成19年宗像市条例第40号)第3条第2号に規定する宗像市男女共同参画推進センターをいう。)を、男女共同参画の推進に関する拠点となる施設とし、男女共同参画の推進に関する施策を実施するものとする。

(平19条例12・平19条例40・一部改正)

(男女共同参画の日)

第15条 市は、市民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設けるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、基本計画の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 苦情の申出及び相談

(苦情の申出)

第17条 市長は、市が実施する施策について、市民又は事業者から男女共同参画に係る苦情の申出があったときは、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、必要と認めるときは、宗像市男女共同参画推進懇話会の意見を聴くものとする。

(相談)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について、市民からの相談があったときは、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

## 第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(宗像市附属機関設置条例の一部改正)

2 宗像市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(宗像市総合保健福祉センター条例の一部改正)

3 宗像市総合保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成19年3月30日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 4 宗像市男女共同参画推進本部設置要綱

平成15年4月1日

告示第58号

(設置)

第1条 男女共同参画行政の総合的かつ効果的な推進を図るため、宗像市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画行政の総合的な企画の立案及び当該企画の推進
- (2) 男女共同参画行政に係る関係部課間における相互の連絡調整
- (3) その他男女共同参画行政を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 委員は、宗像市庁議等に関する規程(平成15年宗像市訓令第1号)第2条に規定する者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に、本部長及び副本部長1人を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平19告示28・一部改正)

(議事)

第5条 本部は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 本部の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、市民協働部男女共同参画推進課において処理する。

(平16告示155・一部改正)

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。



附 則(平成16年12月28日告示第155号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第28号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

## 5 宗像市男女共同参画推進懇話会規則

平成15年4月1日

規則第99号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 懇話会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民協働部男女共同参画推進課において処理する。

(平16規則37・一部改正)

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## 別表 宗像市男女共同参画推進懇話会委員

(50音順 敬称略)

	氏名	所属
1	岩佐 政子	女性農業アドバイザー
2	岡田 英勝	宗像・遠賀保健福祉環境事務所
3	喜多 加実代	福岡教育大学
4	佐藤 珠美	日本赤十字九州国際看護大学
5	寺岡 聖豪	福岡教育大学
6	藤原 浩美	むなかた男女共同参画協議会
7	真下 仁	東海大学福岡短期大学
8	山口 國一	宗像漁業協同組合
9	山下 剛	福岡工業大学
10	幸 政恵	野ばら保育園

## 6 宗像市男女共同参画推進委員会設置要領

(設置)

第1条 本市の男女共同参画行政の効果的な推進と施策についての幅広い提言を行うため、宗像市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について調査及び研究し、宗像市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）に提言するものとする。

- (1) 第2次男女共同参画プランの策定及び実施に関すること。
- (2) その他男女共同参画行政に係る重要事項に関すること。

(部会等の設置)

第3条 委員会に、策定部会を置く。

2 委員会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長にあつては、コミュニティ課長をもって充て、委員は、別表第1に掲げる職にある者とする。
- 3 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(策定部会の組織及び職務)

第5条 策定部会は、プランの施策に係る調整及び原案の作成を行う。

- 2 策定部会は、別表第2に掲げる課の係長以下の職にある者で組織する。
- 3 策定部会に策定部会長を置き、その職はコミュニティ課の担当者をもって充てる。
- 4 策定部会の会議は、策定部会長が必要に応じて招集し、策定部会長が会議の議長となる。
- 5 策定部会長は、必要に応じて、策定部会に属する職員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 庶務は、市民協働部男女共同参画推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年8月7日から施行する。

別表第1（第4条関係） 「男女共同参画推進委員会」

総務部	総務課長
経営企画部	経営企画課長
市民協働部	コミュニティ課長
市民環境部	資源廃棄物課長
健康福祉部	保健福祉政策課長
都市建設部	都市計画課長
産業振興部	商工観光課長
教育部	教育政策課長

別表第2（第5条関係） 「策定部会」

総務部	総務課 人事課 情報政策課	総務係長 人事係長 広報係長
経営企画部	経営企画課 財政課 定住化推進室	企画係長 財政係長 定住化推進係長
市民協働部	コミュニティ課 市民活動交流室 人権対策課	コミュニティ支援係長 市民活動推進係長 人権・同和啓発係長
市民環境部	市民課	市民係長
健康福祉部	保健福祉政策課 発達支援センター 福祉課 介護保険課 健康づくり課	保健福祉政策係長 発達支援係員 児童母子係長 介護保険係長 健康推進係長
都市建設部	維持管理課	道路公園係長
産業振興部	商工観光課 地域活性化推進室 農業振興課 水産振興課	観光係長 地域活性化推進係長 振興係長 水産振興係長
教育部	教育政策課 学校教育課 子ども課	政策係長 学務係長 子ども育成係長

### あ 行

#### EAP

企業・組織に勤める従業員に対する総合的なカウンセリング・サービスのこと。

#### エンパワーメント

一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけること。特に、女性の場合、本来持っている能力を引き出し自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を持つことを意味する。

#### HIV／エイズ

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）は、人の免疫細胞に感染、破壊して、最終的には後天性免疫不全症候群（エイズ）を発症させる。

### か 行

#### 家族経営協定

農業に従事する家族構成員が対等なパートナーとして経営に参画するために、経営方針や報酬、労働時間や休日、構成員の役割分担などを明記した規定のこと。

#### キャリア形成

労働者等（求職者及び若年者を含む）が自らの職業生活設計に即して必要な職業訓練等を受ける機会が確保され、必要な実務経験を積み重ね、実践的な職業能力を形成すること。

## さ 行

### ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会的・文化的に作り上げられた「男性らしさ」「女性らしさ」などの性差があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。

### セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な言動により、仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。主に、職場で行われる「性的いやがらせ」を指す。

### SOHO（ソーホー）

スモール・オフィス・ホーム・オフィス。インターネットの普及によって、ネットワークに接続した情報機器を駆使して、自宅や小規模なオフィスで仕事をする新しい就業形態のこと。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には、「配偶者やパートナーなどの親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと」をいう。個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、経済的、性的に苦痛を与える暴力または虐待を含む。

#### ※デートDV（関連用語）

恋人間で生じる暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図をもつ。暴力で支配されると別れることは困難であるが、交際関係であるため周囲の理解が得られず支援を受けにくい。また、婚姻関係にないために「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が適用できない。

### 地域包括支援センター

高齢者等に関わる総合的な相談、高齢者在宅福祉サービス、介護予防給付等を行い、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるように支援する窓口。

### 地域密着型サービス

認知症や中・重度の介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続するため、身近な生活圏域ごとに拠点をつくり、提供する介護サービス。



## は 行

### 発達支援センター

乳幼児から、小中学校までの子どもの成長、発達や育児の悩み・友達との関係や学習の苦手さなど子どもに関する総合相談窓口。

### パワー・ハラスメント（パワハラ）

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

## ま 行

### 宗像市職員人材育成ビジョン

職員の育成に関する取り組みの方向性を整理し、効果的、計画的な人事施策の実施を示したビジョン

### 宗像市特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図ることができるよう職員のニーズに則した次世代育成対策を計画的に推進するため、平成17年4月に策定された計画。同22年4月改訂。

### むなかた地域農業振興センター

農業の担い手が育成・確保されるよう①担い手経営改善支援、②後継者育成支援、③生産流通振興支援などを実施。

### メディアリテラシー

メディア内容を読解・活用する能力とメディアを使って表現する能力のこと。メディアからの情報を一方的に受け取るのではなく、情報を積極的に解釈したり批判したりする力を育てる。メディアの伝えている内容が「ありのままの現実」ではなく、社会的に構成されたものであることに気づくことが重要。

## や 行

### ユニバーサルデザイン

すべての人が利用しやすいデザインをはじめから取り入れておくこと。障害者対応という側面に力点をおいた「障害除去」（バリアフリー）から、一歩進めて「すべての人のために」という考え方。

## ら 行

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（リプロ）

「性と生殖に関する健康と権利」と訳す。「すべての男女は肉体的、精神的、社会的に良好な状態で、安全で満足できる性生活を送り、いつ何人子どもを産むか産まないかを決める自由と権利をもつ」というのが基本的な考え方である。万人に保障する権利だが、妊娠・出産の身体機能を持つ女性に特に重要となる。

### ロールモデル

役割を担うモデル。模範。手本のことで、具体的な行動技術や行動事例を模倣・学習する対象となる人材。

## わ 行

### ワーク・ライフ・バランス

仕事とそれ以外の活動（家庭生活、地域活動、個人の趣味や学習、健康・休養など）を調和させ、その両方を充実させて相乗効果を高めようという考え方やそのための取組みのこと。男女がともに、人生の各段階において、個性が尊重され様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態である。

---

## 第2次宗像市男女共同参画プラン

平成23年4月

発行：宗像市

編集：市民協働・環境部 男女共同参画推進課

住所：〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL：0940-36-0048

E-mail：[danjyo@city.munakata.fukuoka.jp](mailto:danjyo@city.munakata.fukuoka.jp)

---